

## 仕 様 書

### 1 件名

令和5年度「山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興」に係るウェブサイト制作・運営管理及びプロモーション業務委託

### 2 事業目的

東京都（以下「都」という。）は、山形県と連携し、女性の視点を生かした観光振興の推進に向け、東京都と山形県の観光資源を効果的に発信することにより、両地域への旅行者誘致の促進や地域経済の活性化を推進するため、共同プロモーションを実施する。

### 3 契約期間

令和5年5月10日から令和6年3月31日まで

### 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 5 対象市場・ターゲット

国内外の個人旅行者。主に女性。

### 6 事業全般に関すること

#### (1) 全般について

受託者は、「2 事業目的」に掲げる目的に基づき、次の事業を実施すること。

ア ウェブサイトによる情報発信

イ 雑誌、ウェブメディアへの広告出稿等

ウ オンライン広告

エ 「東京都と山形県との連携による観光客誘致推進協議会」（仮称）（以下「協議会」という。）の運営にかかる手配等業務

#### (2) 実施体制

ア 都及び山形県への旅行者動向・分析を踏まえ、事業を遂行すること。

イ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

ウ 受託者は各事業のスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承諾を得ること。

エ 業務の詳細について財団と協議の上実施し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。

オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

カ 事業の実施にあたっては、都、山形県双方の観光産業振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ、運営すること。連携先（山形県）の情報発信に偏ることなく、都の観光産業振興にも十分に資するよう留意すること。

- キ 都、財団及び山形県が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。
- ク 写真や動画使用にあたっては、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ケ 本事業で制作するコンテンツ等の掲載内容について、都、財団及び山形県において二次利用を想定している。映像、イラスト、写真、音楽、出演者等、第三者が権利を有するものを使用する場合、少なくとも、令和8年3月31日までは使用できるよう必要な経費を当該委託費用に含めること。
- コ 各媒体の掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。また、掲出前には、都、財団及び山形県に原稿等の確認を受けるとともに、各者からの指示に従って修正に対応すること。なお、確認・修正期間には十分余裕を持つこと。
- サ 撮影・取材にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策等を十分講じ、必要に応じて、PCR検査や抗原検査を受検した上で実施すること。検査費用等諸費用が発生する場合は委託費に含めるものとする。

## 7 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、以下の業務を企画し、円滑に運営実施すること。

### (1) ウェブサイト制作及び情報発信の実施

別途財団（または財団より指定する事業者）より、令和4年度に制作したウェブサイトにかかる関連データを受領の上、サーバー、ドメインを受託者にて準備し、日本語及び英語でのウェブサイトの制作・運営管理及び新規掲載するコンテンツの制作・編集を行うこと。

#### ア ウェブサイト概要

##### (ア) サイトコンセプト

女性を主なターゲットし、女性が安心して旅行できる街として都と山形県の観光の魅力を発信することにより、国内外の旅行者が実際に現地を訪問することを促す。

##### (イ) 言語：日本語・英語

##### (ウ) デザイン・構成

- ① 女性をターゲットとしたサイトデザインとすること。基本的なデザイン及び構成は令和4年度に作成したウェブページのデータを踏襲すること。
- ② 写真利用にあたり、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含むこと。
- ③ 直帰率が低く、回遊性が上がる（平均ページ閲覧数が多い／滞在時間が長い）構成を意識したサイト作りを行うこと。
- ④ PC、スマートフォン、タブレット等の様々な端末機器を考慮したレスポンシブデザインとすること。また、一般的なブラウザ、Windows、Google Chrome、Firefox、Mac Safari、iPhone、Android等の主要なブラウザで表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。

#### イ ウェブページ制作・コンテンツ更新

以下の内容を実施すること。

(ア) 新規ページ制作

① 日本語ページ

- ・財団（または財団より指定する事業者）より令和4年度に制作したウェブサイトにかかる関連データを受領し、既存ウェブサイト (<https://www.tourism-alljapanandtokyo.org/yamagataandtokyo/>) を移管した同様のページを制作すること。原則としてドメイン移管にかかるページコンテンツ素材は財団より提供するが、レンタルフォトストック等の利用素材については受託者の費用負担において対応すること。
- ・日本語のウェブサイトの公開日は令和5年6月前半をめどとし、具体的な日程は財団と相談の上決定すること。
- ・ウェブサイトの公開後、財団の指示に従い随時新規コンテンツ追加すること。

② 英語ページ

- ・上記①で作成したウェブサイトの内容を英語に翻訳し、同様の内容のウェブサイトを英語で作成すること。
- ・英語のウェブサイト公開日は年度内とし、具体的な日程は財団と相談の上決定すること。
- ・ウェブサイト公開後は、新規コンテンツについても、日本語サイトに掲載の内容を英語に翻訳して追加すること。

(イ) コンテンツ更新

前項 (ア) の対応後、ウェブサイトの訴求力向上を目的とし、ウェブサイトの充実を図るために必要なコンテンツを追加・更新し、掲載情報の拡充を行うこと。以下に記載の項目に対して、財団と協議の上、制作、実装すること。コンテンツの追加・更新については日本語ページと英語ページ共に対応すること。

- ① 年間約3回、テーマに応じた観光スポットを追加すること。現在の「フルーツ・ベジタブル」、「温泉・銭湯」のテーマに追加する、女性をターゲットとして訴求力のあるテーマを提案し、各テーマに合った観光スポットを都、山形県各3スポットずつ掲載すること。掲載するテーマは3つ以上とすること。設定するテーマや掲載スポット、掲載する時期については財団と協議の上決定すること。
- ② トップページの画像を年間約3回、季節に合わせた訴求力のある画像に変更すること。
- ③ 「7 委託内容」(2)に記載のウェブメディアへの広告出稿で作成した内容と、観光ルート等をウェブサイトに掲載すること。
- ④ 都と山形県の最新ニュースについて、財団の指示に従い適宜掲載を行うこと。

ウ システム・サーバー等の保守・運用管理

- (ア) ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。

- (イ) サーバーを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- (ウ) 24時間365日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- (エ) システム等（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や修正等軽微なもの）を委託費用内で行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。
- (オ) 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- (カ) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- (キ) サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。
- (ク) サイト全体に対して、SSLを設置すること。
- (ケ) サーバーは、本仕様の内容を満たす適切なものを用いること。

#### エ 英語への翻訳

英語ページの作成にあたり、以下のとおり、翻訳の品質管理を行うこと。

- (ア) 翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- (イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- (ウ) 固有名詞の表現等については、本契約締結後、財団の指示に従うこと。  
翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を指示することがある。

#### オ その他

- (ア) コンテンツ作成に当たり、自治体等への情報提供依頼（写真を含む）、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- (イ) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。  
ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、指示を仰ぐこと。
- (ウ) 今後もコンテンツが増えていくことを前提に、ウェブサイトの運営を行うこと。
- (エ) ウェブサイトは中立性に配慮し構成すること。また、サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- (オ) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

- (カ) 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。
- (キ) 別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を参照の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

## (2) 雑誌、ウェブメディアへの広告出稿等

以下の仕様を満たした記事広告等の制作を行うこと。

### ア 40代～50代女性のラグジュアリーを好む読者を持つ雑誌への記事広告出稿

- (ア) 40代～50代のラグジュアリーで上質な旅を好む女性の読者を持つ雑誌（婦人画報等）への記事広告出稿を1回行うこと。
- (イ) 掲載内容については、7月以降に想定している都と山形県の要人の視察の様態、要人同士が対話している内容等を含むものとし、都と山形県の観光分野の魅力を訴求する内容で、上記(ア)に記載の読者層を引き付ける魅力的な記事になる工夫を行うこと。
- (ウ) 財団及び山形県と調整のうえ、取材する箇所には適宜連絡及び調整を行い、取材先の撮影許可等（取材場所や素材等の取材先への調整、著作権処理その他特設ページへの掲載等に係る一切の許認可、届出、調整等）を取ること。その際、取材先に提出する書類等がある場合は事前に財団に提出の上、承認を得ること。
- (エ) 取材に係る交通、宿泊、食事、その他の手配を行うこと。  
取材に係る交通手段及び宿泊、食事、その他に係る一切の費用は、全て当該委託費に含めること。なお、都内の移動については原則として、公共交通機関を利用すること。
- (オ) 掲載内容や時期等の詳細については財団と協議の上、実施すること。
- (カ) 「7 委託内容」(1)に記載のウェブサイトにも掲載すること。
- (キ) 発信の際には各地の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を確認し、適切に対応すること。
- (ク) 使用言語は日本語とすること。
- (ケ) 全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

### イ 女性をターゲットとしたウェブ媒体への特設ページの開設及び記事広告出稿

- (ア) 女性をターゲットとしたウェブ媒体に、特設ページを開設し、特設ページ内に、都と山形県のおすすめ観光ルート等の記事を3本以上制作・掲載すること。掲載時期は財団と協議すること。
- (イ) 各記事においては、写真映えするスポットやパワースポット等を盛り込み、読者層の女性をターゲットとした都と山形県それぞれの観光ルートを策定のうえ、掲載すること。また、女性視点での情報提供（パウダールーム、女性専用夜行バス等）や、着物体験、地元料理体験、スイーツ、フルーツ、ショッピング、美容（温泉、食等）などの女性向けの体験コンテンツについて掲載し、都と山形県の魅力を訴求

する、ターゲット層の女性読者が訪れたい内容となるよう工夫を行うこと。特設ページ等には、都及び山形県の要人（写真やイラスト等を想定）によるPRコメント等を掲載すること。

- (ウ) 財団及び山形県と調整のうえ、取材する箇所には適宜連絡及び調整を行い、取材先の撮影許可等（取材場所や素材等の取材先への調整、著作権処理その他特設ページへの掲載等に係る一切の許認可、届出、調整等）を取ること。その際、取材先に提出する書類等がある場合は事前に財団に提出の上、承認を得ること。
- (エ) 取材に係る交通、宿泊、食事、その他の手配を行うこと。  
取材に係る交通手段及び宿泊、食事、その他に係る一切の費用は、全て当該委託費に含めること。なお、都内の移動については原則として、公共交通機関を利用すること。
- (オ) 掲載内容や時期等の詳細については財団と協議の上、実施すること。
- (カ) 「7 委託内容」(1)に記載のウェブサイトにて、作成した観光ルート等を掲載すること。
- (キ) 発信の際には各地の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を確認し、適切に対応すること。
- (ク) 使用言語は日本語とすること。
- (ケ) 全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

#### ウ オンライン広告

「7 委託内容」(1)に記載のウェブサイト（日本語）と「7 委託内容」(2)イ女性をターゲットとしたウェブ媒体への特設ページ及び記事広告への誘引を図るオンライン広告を効果的に実施すること。オンライン広告の実施時期については、ウェブサイトの移管後及び特設ページの開設以降の適切な時期を目途に行うこととし、効果的な露出となるよう内容や実施時期等を工夫すること。

### (3) 協議会の運営にかかる手配等業務

以下の条件で開催する予定の会議に関する業務を行うこと。

#### ア 事業規模（実施回数、時期、開催場所は概ね以下のとおりとする。）

- (ア) 実施回数・時期及び開催場所については、第一回目を6月上旬頃（都内開催）、第二回目（時期未定・山形開催）、第三回目（時期及び場所未定）とする。開催日等詳細については決定次第、財団より連絡する。
- (イ) 実施規模については、顧問2名、委員約10名（うち外部委員6名）、都、財団、山形県含めて30名程度を想定すること。

#### イ 業務内容

- (ア) 適切な会議室等の協議会の会場を確保すること。
- (イ) マイク、席札、湯茶、配布資料、PC、プロジェクタ等必要な備品を準備すること。
- (ウ) 協議会に向けた資料作成を行うこと。資料の内容は、財団の指示に従い作成し、印刷等を行うこと。

第一回目の協議会の資料については、企画提案書をベースとした内容とし、財団より依頼した修正等を行い、5月中旬から下旬頃までに準備をすること。

- (エ) 協議会は、出席者の受付業務、会議中の写真撮影等を行うこと。あわせてプレスによる取材がある場合には、受付業務を行うこと。
- (オ) 事前に指定したレイアウトで配置すること。
- (カ) レコーダー等で録音し議事録用のテープ起こしをすること。
- (キ) 協議会実施時の委員の交通手段（都から山形県及び山形県から都への新幹線又は航空機、都内・山形県内移動用のハイヤーや鉄道）、宿の手配、必要に応じて食事の手配等を行うこと。委員の報酬を除く上記に記載のある協議会開催費用については委託費に含むこと。交通手段、宿の手配、食事の手配等は、約10名程度を想定すること。
- (ク) 第一回目及び第三回目の協議会については都と財団、第二回目協議会については山形県と調整を行い業務を遂行すること。

#### (4) 効果測定及び報告

以下のとおり実施すること。

##### ア ウェブサイト制作及び情報発信の実施

ウェブサイト制作後、適切なKPIを設定の上、目標値に対し、達成できるよう魅力あるサイト制作・運営を行い、四半期ごとに報告を行うこと。

##### イ 雑誌、ウェブ媒体へ記事広告出稿等

適切なKPIを設定の上、媒体に関する発行部数、閲覧数、ユーザーの属性（年齢、地域、特性等）等を報告すること。

##### ウ オンライン広告

設定したKPI（誘導するウェブサイト等へのアクセス数（クリック数）、回遊数及び回遊率、直帰率）の数値を四半期ごとに報告すること。

##### エ 協議会の運営にかかる手配等業務

実施した会議について、終了後に実施報告を行うこと。実施報告の内容については、財団の指示に従うこと。

## 8 完了報告と契約代金の支払いについて

### (1) 業務内容

内容	提出物等
(1) ウェブサイト制作・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託完了届</li> <li>・本事業実施報告書</li> </ul> 左記委託内容を含む内容とすること。 （雑誌・メディア等への広告出稿時のメディアクリッピング含む）
(2) 雑誌、ウェブメディアへの広告出稿、オンライン広告等	
(3) 協議会運営にかかる手配等業務	
(4) 効果測定の実施	

### (2) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。なお、

「7 委託内容」の業務に係る事業費の一部は、山形県から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため担当者と直接調整し、必要な場合には指定の書類等（見積書・委託完了届・請求書等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

### (3) 完了報告と成果物の提出について

#### ア 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

#### イ 実施報告書

A4版、横書きカラーで作成の上、紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで3枚納品すること。掲出された広告（オンライン、オンラインメディア）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）

※目次、体裁、提出期限等は財団と協議の上、実施すること。

#### ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は財団と協議の上、実施すること。

#### エ 電子情報処理業務に係る各種様式

別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」参照のこと。

## 9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 10 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 11 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託

者が負うこと。

(5) 上記(1)～(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 1.2 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 1.3 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・本事業の特設ページ等を通じて得たもので、ログインされたユーザーの氏名・連絡先・メールアドレス など。
- ・財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

## 1.4 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議の上、実施すること。

(2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。

(3) 契約満了もしくは契約解除により新規受託業者への業務引き継ぎが完了した場合には、業務に関する情報、データ、資料等は適切に破棄・消去すること。

(4) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本

事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団

観光事業部 浜地・津田

E-mail: [renkei@tcvb.or.jp](mailto:renkei@tcvb.or.jp)